法テラス白書(平成24年度版)の発刊に寄せて

日本司法支援センター(法テラス)は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するために平成18年4月に設立され、今日に至るまで着実に情報提供業務をはじめ民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策などの業務を展開してまいりました。これは国民の皆さまと関係諸機関の方々のご支援の賜物であり心から感謝しております。

さて、この度、法テラスの活動をまとめました「法テラス白書(平成24年度版)」(対象期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)を作成いたしましたので、お届けいたします。

法テラスでは、地方事務所やコールセンター(サポートダイヤル)において法的問題の解決に役立つ情報を無料で提供しておりますが、平成25年1月にはコールセンターにおける情報提供の累計件数が200万件を超えるなど、法テラスが国民の皆さまにとって身近な相談窓口としてお役に立てているものと嬉しく思っております。民事法律扶助業務においては、多重債務事件が減少し、家事事件などの増加傾向が表れてきているところです。国選弁護等関連業務においては、被疑者国選弁護事件数の増加が続いています。犯罪被害者支援業務では、そのすべての業務において取扱件数が増加しています。司法過疎対策業務においては、常勤弁護士を増員するとともに、新たな地域事務所を設置するなどして、国民の司法へのアクセスの拡充に努めてきました。

さらに、法テラスでは、平成24年4月から「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(法テラス震災特例法)のもと、被災者の方々への法的支援に重点的に取り組んでまいりました。本白書の特集では、被災者の方々を取り巻く法的問題の解決に役立てるよう取り組んできた、法テラスのさまざまな施策を紹介しています。平成24年9月に二本松出張所、平成25年3月にはふたば出張所と気仙出張所を開設し、岩手、宮城、福島において合計7か所の被災地出張所の開設を遂げました。各出張所では、仮設住宅での個別訪問や移動相談車両による巡回無料相談の実施など、積極的に被災者の方々への支援に取り組んでいます。

谷垣禎一法務大臣も、特集インタビューにおいて、法テラスの被災地での潜在的法的ニーズの掘り起こし や、各弁護士会と連携したアウトリーチの活動について言及されています。

法テラスでは、今後も国民の司法へのアクセスを拡充すべく法的ニーズの掘り起こしや状況の変化にいち早く対応し、国民の皆さまにとってかけがえのない存在であることができるよう努めてまいります。

この「法テラス白書」をご一読いただくことで、ぜひ法テラスの活動を知っていただきたく存じます。 今後とも、皆さまのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年12月吉日

日本司法支援センター _{理事長} 梶 谷 剛